

※就学援助を申請される場合は、このお知らせをよく読んで、大切に保管してください。

令和5年度 就学援助制度のお知らせ

保護者のみなさまへ

堺市教育委員会

堺市では、公立の小・中学校（国立、支援学校は除く）に就学させるにあたって、経済的な理由により就学困難なご家庭にお子さんが学校で安心して勉強できるよう、学用品費や給食費などの費用の一部を援助する制度をもうけています。

援助を希望される方は、1～5の説明をよく読み申請してください。

就学援助制度の
詳細については
こちら



◎ 就学援助の申請は、毎年必要です。なお、3月に新1年生の「入学準備金」を受給された方も、「学用品費」などの援助を希望する場合は、この申請が必要です。

1 申請方法等

◆ 申請期間 令和5年4月14日（金）～令和5年4月30日（日）

※5月以降も来年2月末日まで受付を行います。認定となった場合は申請月分から支給対象となります。

注意

- ・学校、区役所窓口での申請は、土・日曜日、祝日を除きます。
- ・申請書のダウンロード及び配付（学校及び区役所）も4月14日からとなります。
- ・電子での申請は、システムメンテナンス作業等により停止することがありますが、申請期間は変更されませんのでご注意ください。

◆ 申請方法（次の①～④いずれかの方法にて申請してください）

① 電子での申請

堺市電子申請システムから申請できます。
右の2次元コードを読み取り申請してください。

電子申請はこちら
☆ 4月14日～ ☆



② 郵送での申請

堺市ホームページから申請書をダウンロードし、ホームページに記載の「郵送時の注意事項」により、令和5年4月30日（日）（※当日消印有効）までに郵送してください。
なお、2ページ2-（2）に該当する項目がある方は、添付書類（コピー）も同封してください。

送付先 <〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-1 堺市教育委員会 学務課>

③ 学校での申請（申請保護者口座への振込を希望される場合でも、学校申請は可能です）

堺市ホームページから申請書をダウンロード又は学校から申請書を入手し、学校へ提出（土・日曜日、祝日を除く）してください（小・中学校にきょうだいのいる世帯は、小学校へ提出してください）。
なお、2ページ2-（2）に該当する項目がある方は、添付書類（コピー）も提出してください。

④ 区役所窓口での申請

申請期間内（土・日曜日、祝日を除く）午前9時～午後5時15分に、区役所の企画総務課（西区役所は総務課、南区役所は区政企画室）へ次のものを持って、手続きをしてください。

- 1 印鑑（朱肉を使用する認印） ※ 申請保護者が自署する場合は不要
- 2 申請保護者名義の普通預金口座がわかるもの
- 3 2ページ2-（2）に該当する項目がある方は、添付書類（コピー）

就学援助（医療費以外）に関する問い合わせ先

堺市教育委員会	学務課	TEL	228-7485（直通）
	奨学係	FAX	228-7256
		Mail	kyogaku@city.sakai.lg.jp